令和4年度イネ縞葉枯病防除緊急対策事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、令和4年度イネ縞葉枯病防除緊急対策事業 実施要領に基づいて事業(以下「本事業」という。)を実施する市町村に対し、予算の範 囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金 等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、 この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助対象経費、事業実施主体及び補助対象者、補助率については、別表1に掲げる とおりとする。
 - 2 本事業の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 事業実施主体は、令和4年度イネ縞葉枯病防除緊急対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を、事業実施主体を管轄する地域の農林事務所を経由し知事に提出しなければならない。
 - 2 前項の提出期限は別に定める。
 - 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に、補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条による交付申請について内容を審査し、その内容を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付決定の通知をするものとする。

(補助事業の遂行)

第5条 前条の規定により補助金の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 実施要領の定めるところにより、当該補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」 という。)を遂行するものとする。

(申請の取下げ期間)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第4条の補助金交付 決定のあった日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助事業者は、申請書の内容について重要な変更をしようとするときは、予め変更 承認申請書(様式第3号)を第3条の規定に準じて知事に提出し、その承認を受けなけ ればならない。

なお、重要な変更とは別表2に掲げるとおりとする。

(補助事業の中止等)

- 第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその 理由を記載した書面を第3条の規定に準じて提出し、知事の承認を受けなければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払い)

- 第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときには、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を限度として概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときには、概算払申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(実績報告及び交付請求)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は、令和5年3月15日のいずれか早い日までに必要な書類を添えて実績報告書兼補助金交付請求書(様式第5号)を、農林事務所を経由し、知事に提出しなければならない。
 - 2 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を 提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合に は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を 提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕 入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあ っては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、 知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は前条の報告を受理した後、精査のうえ適当と認めるときは速やかに補助金の 額を確定し様式第6号により通知するとともに、補助金を支払うものとする。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存することとする。ただし、消費税法第58条(昭和63年法律第108号)に規定する帳簿の保存は同法施行令(昭和63年政令第360号)第71条に規定する期間とする。

(提出及び通知)

第14条 第3条の1、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条の1及び3、第11条に規 定する手続きについては、電子メールによる提出及び通知を可能とする。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	事業実施主体	補助対象者	補助率
1 無人航空機による空中散布に 係る経費 ヒメトビウンカ (ウンカ類)を 対象として、6月に実施する無人 航空機による空中散布に係る 薬剤費、オペレーター人件費、 燃料費、借上料	市町村	散布実施主体	市町村費による補助 金額の1/2以内
2 育苗箱施用剤等利用に係る 経費 無人航空機による空中散布を実 施した地区のうち、ヒメトレて、係る 地区のうち、と対象として、係る 直箱施用剤(農薬)等利用に係る 薬剤費** 育苗箱施用剤の他、本田で利用する 農薬に対する経費を対象とする。 ・栽培方法:移植栽培、直播栽培のの利用に関するの。 ・薬剤:箱施用剤、粒剤のもの。 ・使用時期:播種前、播種時~移 当日、移植後のもの。 ・使用時期:番種前、播種時~の。 ・が、かある農薬に限る。 ※散布時点でヒメトビウンカ(ウンカ類)に登録のある農薬に限る。	市町村	施用実施主体等	市町村費による補助 金額の1/2以内

別表 2

重要な変更	(1) 県補助金の増を伴う事業内容の変更 (2) 県補助金の 30%を超える減
-------	--